

廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会について

1 役割

廿日市市保健福祉審議会条例第7条に基づき設置しており、廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会設置要綱第2条のとおり、地域共生社会の実現に関する事項の調査研究を行う。

【所掌事項】 ※廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会運営規程第2条から抜粋

- (1) 地域共生社会の実現に関連する計画の策定及び推進のための方策の検討
- (2) 計画の評価、見直し
- (3) 地域包括ケアシステムの総合的な整備
- (4) 多様な機関の連携強化と地域のネットワーク構築
- (5) 地域課題の検討及び対応

2 令和5年度廿日市市保健福祉審議会地域共生専門部会における議論の進め方

令和5年度の地域共生専門部会における主な議題はつぎのとおり。

議論にあたっては、令和4年度に当部会から提言された4項目を踏まえ、これを深掘りする形で調査研究を進めることとする。

3 令和5年度の主な議題

I 第3期廿日市市地域福祉計画の推進に向けて（中間年次振り返り）

地域福祉計画中の2つの協働プロジェクト及び2つの計画について、「計画期間中の目指す姿」に対する進捗と今後を協議する。

- ① 包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）について【協働プロジェクトⅠ】

相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ、生活困窮者自立支援等、中核機能の発揮

（相談支援NW会議、社会資源開発・共有ツールの導入、専門職人材育成方針など）

- ② 避難支援活動の実践支援と庁内連携体制の構築について【協働プロジェクトⅡ】

関係部署・関係機関の連携体制構築、避難支援活動の実践支援

（市民の個人情報に対する理解促進、個別避難計画の作成など）

- ③ 廿日市市成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の普及啓発、地域連携ネットワーク、中核機関の整備・運営、担い手育成・活動の促進（成年後見利用促進センター、市民後見人の取組など）

④ 再犯防止推進計画

就労の確保、住宅の確保、関係機関・団体との連携
(更生保護サポートセンターの運営状況ほか)

Ⅱ 地域包括ケアシステムの深化に向けて（第1層協議体として）

地域包括ケアシステムにおける生活支援体制整備の構築に向けた今後の方向性を調査・研究する。

地域における見守りネットワーク、第2層協議体との連動、多職種連携

Ⅲ （仮）第2次自殺対策計画の策定に向けて

令和5年度策定の第2次自殺対策計画について、地域福祉との関連を中心に協議する。

4 年間スケジュール（予定）

回次	開催時期	内容
第1回	6月29日	・地域共生専門部会の位置づけ等確認 ・地域福祉計画中間年次として進捗確認と今後の取組の方向性協議（上記Ⅰ）
第2回	9月～10月 ※自殺対策計画策定と調整	・地域で進める見守り活動（上記Ⅱ） ・地域ケア会議での取組（上記Ⅱ） ・（仮）第2次自殺対策計画案の協議（上記Ⅲ）
第3回	3月初～中旬 ※保健福祉審議会日程と調整	・第1層協議体として機能発揮に向け、今後の方向性や取組を協議（上記Ⅱ） ・総括